

ワーゾン率等に係る情報提供

株式会社アイテックサービス
長野県駒ヶ根市下市場 36-17
派 20-300157 (許可年月日平成 20 年 1 月 1 日)

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

(令和 5 年 1 月 1 日時点)

記

- 1 派遣労働者数 (事業年度実績に基づく 1 日平均) 50 人
- 2 派遣先事業所数 (実数) 23 件
- 3 労働者派遣に関する料金の平均額 11,840 円
(1 日当たりの料金額 (8 時間労働として計算))
- 4 派遣労働者の賃金の額の平均額 8,810 円
(1 日当たりの賃金額 (8 時間労働として計算))
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 25.6% (下記の図参照)
- 6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

| 訓練の内容 | 対象者 | 方法 | 実施主体 | 費用負担 | 賃金支給 | 1 人当たりの平均実施時間 |
|---------|----------------|--------|------|------|------|---------------|
| 新規採用者訓練 | 未経験者の新規採用者 | OJT | 弊社 | 無償 | 無 | 8 時間 (2 日間) |
| 能力向上訓練 | 採用後 1 年経過者の希望者 | OFF-JT | 弊社 | 無償 | 有 | 6 時間 |

☆キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業運営係 佐々木 TEL0265-83-4044

7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

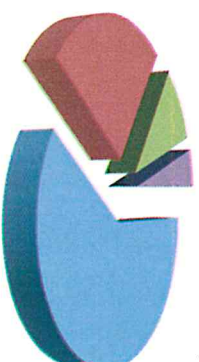
弊社ワーゾン部分については、下記のとおり法定福利費 (労働保険・雇用保険・社会保険・健康診断等) 教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費 (募集費用) 等を含んだものです。その他通勤手当等有り。

8 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- 労使協定の締結をしていない
- 労使協定の締結をしている (協定書の有効期限 令和 6 年 3 月 31 日)
 - ・ 協定対象者の範囲 (全派遣労働者)

ワーゾン率等の内訳

- 賃金
- 法定福利費(労働・社会保険等)
- 教育訓練費等
- 運営費等



ワーゾン率 25.6